

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊くろうど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2022

9

Vol. 64

1 ゆんたくひんたく

2 高年齢雇用継続給付に係る支給限度額等の変更

4 社会保険の更なる適用拡大 深掘り解説③

3 令和3年改正育児・介護休業法に関するQ&Aを更新

5 令和4年度 地域別最低賃金 答申状況

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

ゆんたくひんたく

橋本です。いつも大変お世話になっております。

今年には人事労務に関する様々な法律や制度改正が順次施行開始されています。繰り返しになりますが、未対応の顧問先様におかれては、この機会に今一度ご検討くださいますようお願いいたします。

2022年10月

- ・ 社会保険、101名以上の企業への適用拡大
- ・ 育児介護休業法の改正②

10月上旬にはいよいよ最低賃金の引き上げが行われます。詳細は本号で紹介しておりますので、ぜひご覧いただきたく存じます。

さて、この最低賃金については、私自身も言いたいことが山ほどあります。例えば、労働者の生活の安定や経済の健全な発展という目的は理解できるのですが、行き過ぎた引き上げにより、企業から健全な昇給機会を奪ってしまうのはいかがなものかと思ってしまう。

ですが、決まったからには順守するしかありません。10月から11月にかけて給与計算する際には、時給・日給・月給が最低賃金を下回っていないかどうか、担当者の方は必ず確認していただきますようお願いいたします。

適用済み改正

雇用保険の雇用継続給付に係る支給限度額等の変更

令和4年8月から、雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額等が変更されています。これを機に、高年齢雇用継続給付の支給額の計算の仕組みを再確認しておきましょう。

……………高年齢雇用継続給付の支給限度額等の変更……………

【前提】高年齢雇用継続給付とは

雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者が、賃金が低下（60歳時点の賃金の75%未満に低下）した状態で働き続ける場合に支給されます。

同一事業所で働き続ける場合に支給される「高年齢雇用継続基本給付金」と、基本手当の受給後に再就職した場合に支給される「高年齢再就職給付金」の2種類に分かれます。



<高年齢雇用継続給付の支給限度額>

令和4年7月31日の時点：360,584円 → 令和4年8月1日から：364,595円

〈補足〉その他、下記の _____ の金額も変更

【確認】高年齢雇用継続給付の支給額

一の支給対象月（一暦月）について、賃金の低下の割合に応じて、次のように計算した額が支給されます。

●支給対象月の賃金が「60歳到達時等の賃金の月額」に比べ61%未満に低下

……支給対象月の賃金×15%

●支給対象月の賃金が「60歳到達時等の賃金の月額」に比べ61%以上75%未満に低下

……支給対象月の賃金×15%から逡減するように厚生労働省令で定める率

注① 支給対象月の賃金が、支給限度額（364,595円）を超えるときは、その支給対象月には支給されない。また、上記のように計算した額に支給対象月の賃金を加えた額が、支給限度額を超えるときは、「支給限度額－支給対象月の賃金」が支給される。

注② 支給額として計算した額が、2,125円を超えないときは、その支給対象月には支給されない。

注③ 60歳到達時等の賃金の月額は、478,500円を上限とし、79,710円を下限とする。

★なお、同月から、雇用保険の育児休業給付・介護休業給付の上限額なども変更されています。その内容についても、気軽にお尋ねください。

施行待ちの改正

令和3年改正育児・介護休業法に関するQ&Aを更新(厚労省)

「令和3年改正育児・介護休業法に関するQ&A」が、令和4年7月下旬に更新されました。たとえば、次のようなQ&Aが追加されています。



……………「令和3年改正育児・介護休業法に関するQ&A」の更新／追加されたQ&Aの例……………

Q 出生時育児休業は、年次有給休暇の付与に係る出勤率算定に当たって、出勤したものとみなされますか？

また、出生時育児休業中に部分就業を行う予定であった日について、欠勤した場合や子の看護休暇等の年休の出勤率算定に含まれない休暇を取得した場合についてはどのようにみなされますか？

A 出生時育児休業は育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業に含まれるため、出生時育児休業をした期間についても、育児休業をした期間と同様に、出勤率の算定に当たり出勤したものとみなされます。

また、出生時育児休業中に部分就業を行う予定であった日について、欠勤した場合や子の看護休暇等の年次有給休暇の付与に係る出勤率算定に当たり出勤したものとみなされない休暇を取得した場合であっても、その日については出生時育児休業期間中であることから、出勤したものとみなされます。

★令和3年改正育児・介護休業法のメインといえる「出生時育児休業の創設」や「育児休業の見直し（分割取得等）」が、令和4年10月から施行されます。いよいよ施行日が近づいてきましたので、今回更新されたQ&Aの内容も確認しておきたいところです。更新後のQ&Aをご覧になりたい場合や、それも踏まえたアドバイスをお求めの場合は、気軽にお声掛けください。

令和4年10月から、新たに「特定適用事業所」となる事業所では、これまで健康保険・厚生年金保険の被保険者でなかった短時間労働者のうち、次の要件に該当する者も、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う必要があります。

- ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上
- ・ 月額賃金8万8,000円以上
- ・ 学生でない

(勤務期間の要件は、通常の労働者と同様、「2か月を超える見込みがある」ことを適用)
今回は、「1週間の所定労働時間が20時間以上」という要件を取り上げます。



.....更なる適用拡大の具体的内容③ / 1週間の所定労働時間が20時間以上とは?

一般的に問題となるケースを確認しておきましょう。

● 所定労働時間が1か月単位で定められている場合

→ 1か月の所定労働時間を12分の52で除して、1週間の所定労働時間を算出します。「12」は1年間の月数、「52」は1年間の週数を表しています。12分の52で除す、ということは、52分の12を掛けるということですが、そうすることで、次のような計算を行っていると考えられます。



1か月の所定労働時間 × 12 = 1年間の所定労働時間
→ 1年の所定労働時間 ÷ 52 = 1週間の所定労働時間

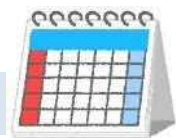
ちなみに、これとは逆に、1週間の所定労働時間を1か月の所定労働時間に換算する場合は、1週間の所定労働時間に12分の52を掛ければよいことになります。1週間の所定労働時間20時間が、1か月で何時間相当かという、20時間 × 52 ÷ 12 = 86.66...で、約87時間となります。

ついでに、少し特殊なケースについても確認しておきましょう。

● 夏季休暇等のため夏季の特定の月の所定労働時間が例外的に短く定められている場合や、繁忙期間中の特定の月の所定労働時間が例外的に長く定められている場合等

→ 当該特定の月以外の通常の月の所定労働時間を12分の52で除して、1週間の所定労働時間を算出します。

★ その他のケースについても、気軽にお尋ねください。なお、雇用保険の適用要件としての「1週間の所定労働時間が20時間以上」の判断についても、ここで取り上げた内容と同様に判断することが行政手引で示されています。したがって、これまでに「1週間の所定労働時間が20時間以上」と判断していた社員については、健康保険・厚生年金保険の適用における「1週間の所定労働時間が20時間以上」という要件も満たしていると考えられます。



お仕事
カレンダー
9月

9/12	● 8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
9/30	● 8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 7月決算法人の確定申告と納税・2023年1月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

読者の皆さまへ

- ① 皆さまのご意見、ご感想をお待ちしております。随時お寄せ下さい。
- ② ニュースレターの内容を無断で複写・転載することは著作権の侵害となります。くれぐれもおやめください。
- ③ ニュースレターで取り上げた内容は、直面した事実をありのままに記載しているのであって、個人や団体を誹謗中傷するものではありません。誤解のないようお願いいたします。



令和4年度の地域別最低賃金額改定の目安が公表されました

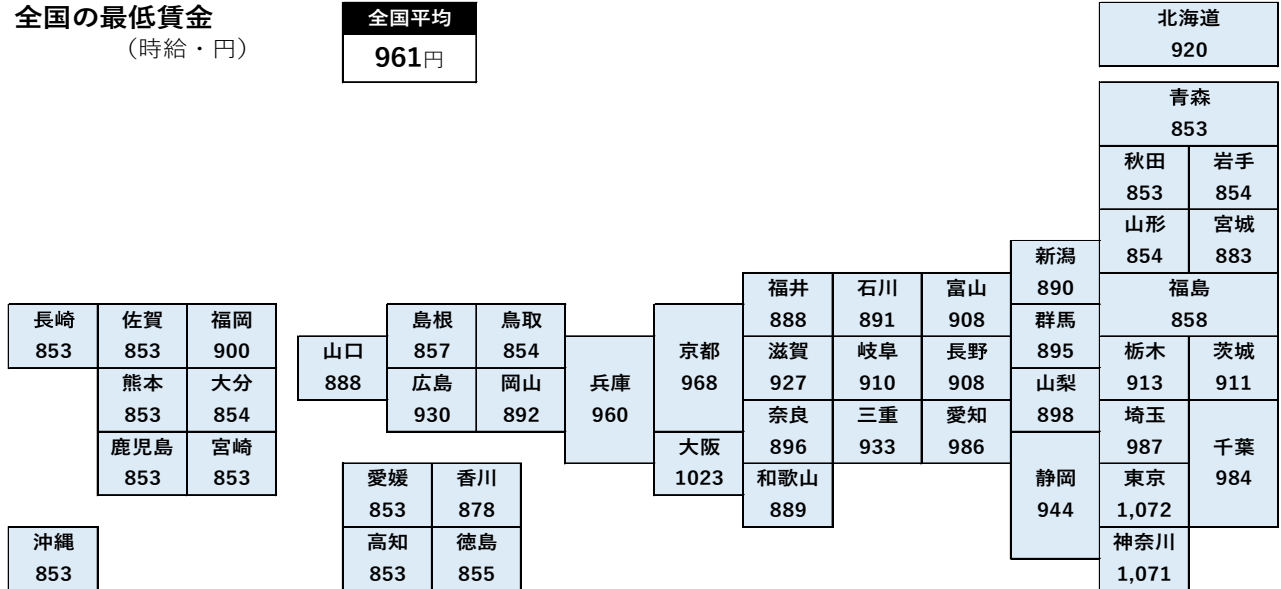
令和4年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめ公表しました。

これは、令和4年8月に開催された中央最低賃金審議会が示した「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会にて調査・審議した結果を取りまとめたものです。

令和4年度の地域別最低賃金 答申状況

全国の最低賃金
(時給・円)

全国平均
961円



都道府県名	答申された改定額 ()内は令和3年度	発効予定年月日	都道府県名	答申された改定額 ()内は令和3年度	発効予定年月日
北海道	920円 (889円)	令和4年10月2日	滋賀	927円 (896円)	令和4年10月6日
青森	853円 (822円)	令和4年10月5日	京都	968円 (937円)	令和4年10月9日
岩手	854円 (821円)	令和4年10月20日	大阪	1,023円 (992円)	令和4年10月1日
宮城	883円 (853円)	令和4年10月1日	兵庫	960円 (928円)	令和4年10月1日
秋田	853円 (822円)	令和4年10月1日	奈良	896円 (866円)	令和4年10月1日
山形	854円 (822円)	令和4年10月6日	和歌山	889円 (859円)	令和4年10月1日
福島	858円 (828円)	令和4年10月6日	鳥取	854円 (821円)	令和4年10月6日
茨城	911円 (879円)	令和4年10月1日	島根	857円 (824円)	令和4年10月5日
栃木	913円 (882円)	令和4年10月1日	岡山	892円 (862円)	令和4年10月1日
群馬	895円 (865円)	令和4年10月8日	広島	930円 (899円)	令和4年10月1日
埼玉	987円 (956円)	令和4年10月1日	山口	888円 (857円)	令和4年10月13日
千葉	984円 (953円)	令和4年10月1日	徳島	855円 (824円)	令和4年10月6日
東京	1,072円 (1,041円)	令和4年10月1日	香川	878円 (848円)	令和4年10月1日
神奈川	1,071円 (1,040円)	令和4年10月1日	愛媛	853円 (821円)	令和4年10月5日
新潟	890円 (859円)	令和4年10月1日	高知	853円 (820円)	令和4年10月9日
富山	908円 (877円)	令和4年10月1日	福岡	900円 (870円)	令和4年10月8日
石川	891円 (861円)	令和4年10月8日	佐賀	853円 (821円)	令和4年10月2日
福井	888円 (858円)	令和4年10月2日	長崎	853円 (821円)	令和4年10月8日
山梨	898円 (866円)	令和4年10月20日	熊本	853円 (821円)	令和4年10月1日
長野	908円 (877円)	令和4年10月1日	大分	854円 (822円)	令和4年10月5日
岐阜	910円 (880円)	令和4年10月1日	宮崎	853円 (821円)	令和4年10月6日
静岡	944円 (913円)	令和4年10月5日	鹿児島	853円 (821円)	令和4年10月6日
愛知	986円 (955円)	令和4年10月1日	沖縄	853円 (820円)	令和4年10月6日
三重	933円 (902円)	令和4年10月1日			
全国加重平均額				961円 (930円)	—

※発効予定年月日は、異議申立てがなかった場合の日付